

利用定員について

平成26年8月20日(水)
平成26年度第4回行田市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法での給付の仕組み

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や保育所、認定こども園、小規模保育施設などの施設への財政支援として新たに「施設型給付」と「地域型保育給付」が創設されます。

子ども・子育て支援法

施設型給付

認定こども園（0～5歳）

幼保連携型

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園（3～5歳）

保育所（0～5歳）

私学助成
を受ける
幼稚園

地域型保育給付

小規模保育
（0～2歳）

家庭的保育
（0～2歳）

居宅訪問型
保育
（0～2歳）

事業所内
保育
（0～2歳）

子ども・子育て支援新制度における給付費の構造

《給付費の構造》

新制度では、施設型給付・地域型保育給付の対象施設・事業者は、①国が定める「給付費」と②国の基準額に基づき市町村が定める保育料（「利用者負担額」）を受け取ることとなります。

①と②の額は、教育・保育、地域型保育に要する費用を勘案して国が定める基準により算出されるもので、①給付費＋②利用者負担額＝「公定価格」です。

新制度では、各給付の対象施設・事業者は、公定価格による財政支援が保障されるため、予算の確保次第で事業内容に変更や廃止の可能性がある補助金事業のような心配がありません。

⇒ 安定的な事業運営が可能になります。



*公立の施設では、①の国が定める給付費の給付はありません。

*私立の保育所は、②の保育料は入所児童が居住する市町村が保育料を徴収するため、施設では受け取りません。（徴収員を市町村長から委嘱されている場合などを除きます。）

《給付費の負担構造》

①の給付費は、消費税の増収分を財源とし、国・県・市がそれぞれ負担します。

負担割合：国 1/2、県・市 1/4 *原則として公立施設を除く。

新制度における給付を受けるためには①

施設型給付、地域型保育給付を受けるためには、保育施設としての認可とは別に市町村の「確認」を受け、「利用定員」を設定する必要があります。

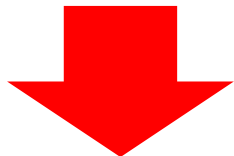
「認可定員」は、施設としてのハード面、人的配置などのソフト面が法に適合している場合に認められる定員です。

「確認」とは、対象の施設・事業が、公費（給付費）の支給対象となる施設・事業所としての要件を備えているかを市町村が審査するものです。

原則として、認可を受けた施設であっても、市町村による確認を受けなければ給付の対象となりません。

「利用定員」は、その地域が必要としている保育ニーズ（需要）に対して過剰な供給（保育サービスの提供）を防ぐために、その地域の保育ニーズに合致した供給量に見合った定員を「利用定員」として設定し、その人数に応じて公費（給付費）を支出します。

利用定員は、市町村の子ども・子育て会議等による意見を聴いた上で、市が定めます。



確認の基準や利用定員の必要性の判断基準は？

確認を行う際の設備・運営の要件は、市町村の条例で定められます。

また、需要と供給量を判断するための基準となるものが、子ども・子育て支援市町村事業計画で定める「量の見込み」と「確保方策」です。

新制度における給付を受けるためには②

- (1) 給付を受けようとする施設・事業所は、市町村が定める運営基準を満たした上で、市町村へ確認の申請を行います。

国が定める特定教育・保育施設の設備運営基準に基づき、市町村が条例で定める設備運営基準を満たさなくてはなりません。

⇒行田市の状況・・・平成26年9月議会での条例案の上程を予定

- (2) 確認申請があった市町村では、条例と事業計画に基づき審査を行います。

- ・設備や職員配置などの運営について←条例と合致しているか？
- ・利用定員←市町村の事業計画と照らし合わせ、必要量の利用定員となっているか？
場合によっては、都道府県の事業計画との整合性についても都道府県と協議します。

行田市子ども・子育て支援
事業計画
必要量 ⇒ 60名

供給過多!



新制度における給付を受けるためには③

《利用定員の設定にあたっての留意事項》

- ①教育・保育施設の利用定員の最低人数は、20名以上。(幼稚園は除く)
- ②認定区分(1号～3号)ごとに設定し、3号認定子どもの定員は、0歳と1・2歳に区分する。
- ③認可定員と一致させることが基本。
ただし、次のような対応も可能。
 - ・恒常的に実利用人数が少ない場合には、実際の利用状況に基づいた人数で設定する。
⇒ 認可定員内であれば、利用定員を超えた受入れは可能
 - ・恒常的に利用定員を超過している場合には、公定価格を減額する。
- ④認定こども園の園児の認定区分が変更する場合には、引き続き同施設の利用を可能とするような柔軟な取扱いとする。

(3)市町村では、審査の後、確認申請があった施設・事業所について、給付の支給対象施設・事業所として確認してよいか、また利用定員を定めてよいか、市町村の子ども・子育て会議等で意見を聴きます。

(4)子ども・子育て会議での意見を踏まえ、また都道府県とも協議を行い、市が確認を行い、利用定員を定めます。

※ただし、新制度の施行時点で、現に幼稚園・保育所の認可を受けている施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなされます。

行田市内の認可幼稚園の定員

	区分	幼稚園名	所在地	認可定員	在園児 H26.5.1現在
				3歳以上	
				1号認定	
1	私立	老本幼稚園	向町	520名	202名
2	私立	行田幼稚園	富士見町	210名	80名
3	私立	富士見ヶ丘幼稚園	駒形	140名	69名
4	私立	ホザナ幼稚園	本丸	175名	61名
5	私立	まつたけ幼稚園	門井町	320名	375名
6	私立	やごう幼稚園	谷郷	320名	226名
7	私立	やなぎ幼稚園	渡柳	280名	337名
8	私立	南河原幼稚園	南河原	320名	58名
合計				2, 285名	1, 408名

幼稚園は、新制度の「確認を必要とする幼稚園」へ移行するのか、現在と同じ「私学助成を受ける幼稚園」のままで新制度の施行を迎えるのかを幼稚園の運営主体が決めなければ確認を受ける必要があるのか(利用定員を定める必要があるのか)が決定しません。

⇒ 平成27年4月からの新制度移行の最終意思確認を今後予定。

行田市内の認可保育所の定員

	区分	保育所名	所在地	認可定員				入所児童 H26.5.1現在
				0歳	1・2歳	3歳以上	合計	
				3号認定		2号認定		
1	私立	若葉保育園	行田	4名	37名	109名	150名	146名
2		和光保育園	佐間	15名	35名	80名	130名	140名
3		白鳩保育園	駒形	3名	14名	43名	60名	67名
4		ホザナ保育園	荒木	6名	32名	72名	110名	119名
5		太井保育園	押上町	5名	25名	60名	90名	103名
6		小羊チャイルドセンター	若小玉	3名	22名	45名	70名	74名
7		太田保育園	藤間	3名	21名	96名	120名	108名
8		行田保育園	荒木	3名	27名	60名	90名	94名
9		埼玉保育園	埼玉	10名	20名	70名	100名	98名
10	公立	持田保育園	城西	3名	23名	64名	90名	78名
11		長野保育園	長野	3名	23名	64名	90名	91名
12		南河原保育園	南河原	3名	9名	48名	60名	50名
合計				61名	288名	811名	1, 160名	1, 168名

行田市としての現時点での利用定員の考え方

現在、市内の保育所、幼稚園の平成27年度の新制度施行当初からの認定こども園の開設予定はありません。

幼稚園には、新制度移行か現状どおりかの選択肢がありますが、すべての保育所は、新制度の給付対象施設として移行します。

また、地域型保育給付の対象となる小規模保育事業については、現行の認可外保育施設のうち、小規模保育事業として移行できるかどうかを事業所と今後調整する必要があり、現状では不透明です。

これらのことより、行田市としては、新制度施行初年度である平成27年度当初の利用定員については、次のように考えます。

- (1) 市内にある公立・私立保育所は、原則として認可定員を利用定員としてはどうか。
- (2) 幼稚園については、移行について各設置法人で熟慮を促し、近日中に行う移行の最終確認の結果、新制度への移行する幼稚園があれば、利用定員を設定する。
⇒ 次回子ども・子育て会議でお諮りする。
- (3) 小規模保育事業についても幼稚園と同様。